

市民オンブズ岡崎

ホームページ

<https://onbuds-okazaki.org/>

NO.142

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
「市民オンブズ岡崎」

TEL(0564)53-7857 FAX53-8038

Email m039asihara@yahoo.co.jp

郵便振替 00870-0-91440 「市民オンブズ岡崎」

発行 2025. 7. 14

指定管理者制度の問題点 岡崎市福祉事業団に意見書出す

今年から岡崎市の「指定管理者制度」は有効に活用されているのか、具体的に調査することにしました。そこで、指定管理者である岡崎市福祉事業団が運営する「高年者センター岡崎」業務について調べることにしました。

そこで、委託される調理業務について、どのような業者選考がされているのか、業務内容はどうか、業務についてどのようなチェック体制が整っているのかなどを調べました。

その中で、当然チェックしなければいけない契約上の約束事がなされていないことに気づいていなかったり、保健所への報告を前年報告の丸写しであったりして十分機能していなかったことがわかりました。そこで、岡崎市福祉事業団に当会の意見書を渡し、今後の改善を求めとともに、岡崎市長に対して「指定管理者制度」が十分機能するよう要望書を送付しました。

意見書

2025 年 7 月 8 日

岡崎市福祉事業団
理事長 伊藤茂様

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
市民オンブズ岡崎
代表 渡邊研治

意見書

当会は、今年の研究テーマとして「指定管理者制度」を選び、なかでも福祉関係について、さまざまな調査をしました。調査を進める中で、貴職が行っている高年者センター岡崎での調理業務において、いくつかの問題点、懸念事項が確認されました。調査結果と改善のための意見は次の通りです。

1. 確認された問題点

- ① 岡崎高年者センターで調理業務従事者の検便回数が、契約で定められた手順書では、月 2 回以上が義務つけられているのに、1 回しか行われていない。明らかに契約違反である。
- ② 岡崎高年者センターの給食への異物混入について、平成 6 年度に 4 件、給食検討会で取り上げられているが、再発防止のための適切な対策が行われていない。
- ③ 保健所に提出が義務付けられている「特定給食施設実施状況報告」について、令和 5 年度と令和 6 年度の報告書が、細部まで全く同じである。利用者の変動を考えれば、ありえないことであり、信ぴょう性が全くない。

2. 調理業務受託事業者選定について

2020 年に行われた調理業務選定のプロポーザルは、「高年者センター及び地域福祉センター調理業務」と「福祉の村調理業務」の 2 つの業務について、メーキュー株式会社（以下「メーキュー」と表記）、株式会社魚国総本社名古屋本部（以下「魚国」と表記）、株式会社ティー・エフ・ピー（以下「TFP」と表記）の 3 社を選定して進められた。

プロポーザル実施の前に、高年者センター及び地域福祉センター調理業務は、魚国と TFP が参加辞退、福祉の村調理業務は、メーキューが参加を辞退した。

各事業者の採点結果は、1,125 点満点（100％）に対し、メーキューは 716 点（64％）、魚国は 888 点（79％）、TFP は 922 点（82 点）であった。メーキューは他の 2 社に比べ 2 割近く低く、あきらかに仕事の質の低さが懸念される。

手続き的には瑕疵があるとは言えないが、結果として「高年者センター及び地域福祉センター調理業務」に高得点の魚国ではなく、点数の低いメーキューが受託しことが、調理業務の問題発生の一因の一つと考えられる。

3. 福祉事業団の事業運営について

調理業務で良好な衛生状態を保つのに、従事者の検便は重要であり、あえて契約上で、月 2 回以上の検便が義務付けられている。それが守られていないのは、とんでもないことであるが、それを知らずに放置してきた事業団の事業運営体制に大きな欠陥があると言わざるを得ない。

また、特定給食施設実施状況報告書については、その取り扱いがまったくいい加減で、業務に対する姿勢が疑われる。

4. 良好な業務体制の確保について

- ・ 契約条項の履行を含め、現行の調理業務を総点検し、問題点を直ちに改善すること。
- ・ 次期の調理業務事業者選定にあたっては、衛生環境をはじめ、良好な調理業務が可能な事業者選定に努めること。
- ・ 岡崎市と福祉事業団の指定管理者としての契約は、一貫して随意契約で行われてきている。福祉事業の公共性・継続性を考えれば理解できないことはないが、そのことが、緊張感を失わせ緩慢な業務体制を許してきたのではなかろうか。今一度、襟を正し良質な業務体制を確保すること。

要望書

2025 年 7 月 8 日

岡崎市長
内田康宏様

岡崎市竜美中 2-1-8 天野法律事務所内
市民オンブズ岡崎
代表 渡邊研治

要望書

日頃は、市政の発展に御尽力されていることに敬意を表します。さて、行政として行うべき市民サービスは多岐にわたり、直営よりも合理的な手法として、民間委託、指定管理者制度、PFI 制度などが進められています。特に施設の管理では広く指定管理者制度が採用されています。

そこで当会は、今年の研究テーマとして「指定管理者制度」を選び、なかでも福祉関係について、さまざまな調査をしました。調査を進める中で、岡崎市福祉事業団が行っている高年者センター岡崎での調理業務において、いくつかの問題点、懸念事項が確認されました。調査結果と福祉事業団への意見は別紙のとおりです。

現状において、指定管理者制度は、市民サービスにおいて欠かせない制度です。そのサービスの質がおろそかであって良い訳はありません。私たちの調査によれば、一部の指定管理者制度による事業で問題が起きています。良好な市民サービスを提供するためにも良好な指定管理者制度の確立に御尽力ください。

町内会活動の問題点

30 年前から町内会運営については岡崎市に働きかけていましたが、一昨年から複数の町内会員から問題の相談を受け、かかわってきました。その中で、町内会がその構成員である町内会員からの申し出を無視するような実態が見えてきて、改善を求める町内会員を励ましてきました。その一部を報告します。

みえてきたもの

A 町内会

A 町内会では、総代会が各町内会の連絡調整機関であるはずのところ、上位機関のような運営を図り、社会教育委員会や福祉委員会など自立した組織に介入してきたため活動が停滞していると聞きます。また、町内会から負担金を徴収しているにもかかわらず、総代会会計について、組織員は各総代だとして、町民から疑念を持たれ、会計帳簿の開示を求められているにもかかわらず、それを拒んでいることは問題です。本来、町内会も総代会もガラス張りであるべきです。さらに悪いことは、その町民を落とし込めるような文書を町内に回覧させるなど、人権侵害にもあたる行動に出ているのは言語同然です。人権侵害で訴えられています。今後は町民にも開かれた総代会になるよう期待します。

B 町内会

次に B 町内会です。この町内会では、神社費・神社修繕費、小学校同窓会費、募金など本来町民から任意に徴収すべきものを、町民の預金口座から一律に引き落とすという暴挙を続けてきました。町民の一部からこれに異議が訴えられたにもかかわらず、すぐに改善しようとしません

でした。さらに、農水省から多機能支払事業として交付金が出ているにもかかわらず、農業者ではない町民からも排水路整備費用を徴収していたことが判明しました。町民が知らないことをいいことに、無用な出費を強いていたのです。それが明らかになると、各家庭から雨水が流れ込むので、その費用だと捻じ曲げた理屈で徴収を正当化しようとした。下水は下水道が整備されているので流れません。雨水のみです。水は高いところから低いところに流れるのは自然な流れで、これに費用負担を求めるのは間違っています。どうしてこのようなへ理屈が通用するのでしょうか。

さらに、このような問題提起した町民に対して「いやなら出ていけばいい」などと人権侵害となる言葉を平気で発して、法務局に人権侵犯として訴えられました。また、神社費等の強制徴収は信仰の自由を侵害するとして、簡易裁判所で調停にもかかりました。調停では、「相手側が町内会費以外の経費等を町民から徴収する際は、各町民の意向に従い、各町民の求める方法をとること」との和解条項で和解が成立しています。

C町内会

C町内会では、町内会総会に組長以外の町民の参加を拒み、その町民から令和5年度の会計帳票の開示を求められたにもかかわらず、何度か理由をあげ開示されずに来ました。

その町民が組長になった総会で、開示を求めたところ、令和6年度の帳票は開示されましたが、令和5年度の帳票は1年後になって、はじめて帳票の廃棄されたことが告げられました。

令和6年度の帳簿には、町民が15年ほど前に町内会への再加入する条件として、神社仏閣への支出を町内会として行わないという約束をしていたにもかかわらず、これに反し、神社への玉ぐし料等の支出、ほかに3つの仏閣への支出、共同募金などの一括町費からの支出、学区消防団に対する協力金を支出されていることがわかりました。総会の収支報告書には表れない支出です。町民がわかって了承している経費ではありません。そこで、それを記した文書を作成し、町内会で回覧文書として回してほしいと要求したところ一部省略して回覧する段取りとなりました。ところが総代から「上から圧力がかかって回覧できない」とちゃぶ台返しをされました。その町民は岡崎市消防本部、市民協働推進課などに確認し、圧力をしていないことを確認しました。では、町内会運営に役員会が決めたことをひっくりかけず圧力とは何でしょうか。町内会が町民のためになく、一部の地域ボスのいいなりということでしょうか。そんな町内会ならいいのではないのでしょうか。回覧を断られた文書を戸別配布することになりました。

市民オンブズ岡崎の例会案内

8月5日（火）PM6時30分～

9月2日（火）PM6時30分～

10月7日（火）PM6時30分～

りぶら（岡崎中央図書館）102B会議室

（参加自由です。議題として、いろいろな話題を情報提供してください）